## 契約締結内容等の公表について 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び志摩市契約規則第22条の2の規定に基づく公表

発注課	件名	契約日	契約相手方名称	相手方とした理由	備考
資産経営課	公衆トイレ清掃管理業務	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
介護·総合 相談支援課	志摩市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス訪問型サービスA (シルバー人材センター)業務委託契約	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(小学校)	R7.4.10	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(中学校)	R7.4.10	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
都市計画課	阿児地区公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
都市計画課	大王地区公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
都市計画課	木場公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
環境・ごみ対 策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R7.5.13	NPO法人 ふれあい工房	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による 契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能で あるため。	
水道工務課	配水池等清掃業務	R7.6.16	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に よる契約であり、当該業務に係る役務の提供が可 能であるため。	